

五島市HEMS導入・再エネ電力促進業務に係る提案者の募集について  
(公告)

五島市HEMS導入・再エネ電力促進業務に係る支援業者を選定するに当たり、公募型プロポーザル方式により提案者を募集することとしたので、次のとおり公告する。

令和8年2月16日

五島市長 出 口 太

(目的)

1 五島市は、令和6年9月に「系統混雑エリアへ再エネ導入をさらに進める『地域アグリゲータ』モデル～出力制御を地域全体でマネジメント～」をテーマとして第5回脱炭素先行地域に選定されています。

脱炭素先行地域では、2030年度までに五島市全域の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現することを目指しています。

本事業では、市内的一般世帯800世帯にHEMSを導入し（導入内訳としては400世帯に機器導入、400世帯にクラウドサービスを想定）、電力消費の「見える化」を行うとともに、HEMS導入世帯の電力契約を再生可能エネルギー・プランへ切り替えることで、地域内での再エネ利用の拡大とエネルギーの効率的な活用を促進します。また、消費者行動の変化を分析し、最適な電力プラン設計の実証を行います。

この事業の実施に当たり、事業者の業務実績及び専門性を考慮し、価格のみでなく総合的な観点から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

(業務内容)

2 本委託業務の内容については、五島市HEMS導入・再エネ電力促進業務仕様書を参照してください。

(募集の方法)

3 募集の方法は、一般公募によるものとします。

(公募に参加できる者)

4 公募に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者

(3) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）第3条に規定する排除措置を受けていない者

(4) 長崎県内に本社、支店等を有している者

(5) 本業務の履行能力を有する者

(応募の方法)

5 応募しようとする場合は、令和8年2月27日（金）17時までに、五島市HEMS導入・再エネ電力促進業務に係るプロポーザル実施要領（以下「要領」という。）の参加申込書（要領様式1）及び暴力団等排除に関する誓約書（要領様式2）に必要事項を記入のうえ、受付窓口へ提出してください。詳しくは、要領をご一読ください。

(企画提案書の提出期限)

6 五島市HEMS導入・再エネ電力促進業務企画提案書（要領様式3。以下「企画提案書」という。）の提出期限は、令和8年3月16日（月）17時までとします。

(提出書類)

7 企画提案書に添付する書類は、次のとおりとします。

(1) 企画書（任意様式）

(2) 会社概要（要領様式4）

(3) 業務実績（要領様式5）

- (4) 実施体制（要領様式6）
- (5) 予定担当者調書（業務責任者）（要領様式7）
- (6) 予定担当者調書（担当者）（要領様式8）
- (7) 業務スケジュール（任意様式）
- (8) 見積書（任意様式）

（質問の受付）

8 要領又は仕様書に関して質問がある場合は、質問書（要領様式9）に所要の事項を記入し、令和8年2月27日（金）17時までに提出窓口へ持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

（質問への回答）

9 前項の規定により提出された質問については、本市ホームページにおいて令和8年3月4日（水）までに公表します。なお、回答に当たって、質問を行った事業者名は公表しません。また、質問内容によって公平性が失われると判断した場合は回答しないことがあります。

（年度開始前準備行為）

10 本プロポーザルについては、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和8年4月1日以降に契約を締結します。なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は締結しません。この場合においては、本プロポーザルに要した全ての費用について五島市に請求することはできず、本プロポーザルの参加者の負担となるため留意してください。

（受付窓口）

11 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先は、次のとおりです。

〒853-8501

長崎県五島市福江町1番1号

五島市総務企画部未来創造課ゼロカーボンシティ推進班

TEL 0959-88-9503（直通）

FAX 0959-74-1994

E-mail miraisouzou@city.goto.lg.jp